

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた
基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ（令和6年10月8日更新）

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
1	即時OAの基本的 考え方	「2025年度から新たに公募を行う研究費」とは、(1)2025年度に交付される研究費（2024年度以前に公募→決定）、(2)2025年度内に公募が行われる（交付は採択後）研究費のどちらか。	基本方針では、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度（科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業※及び創発的研究支援事業）であって、2025年度から新たに公募が行われるものを対象とすることとしています。2024年度以前に公募された競争的研究費制度は対象に含みません。なお、採択や交付時期については、それぞれの制度毎の募集要項等をご覧ください。 ※AMED事業における戦略的創造研究推進事業は、革新的先端研究開発支援事業をいう。	2024/10/8
2		即時オープンアクセスの対象には、プレプリントサーバー投稿論文、紀要、単独出版の研究報告、書籍は含まないという認識でよいか。ただし、研究者が編集事務を担当する中小規模の紀要の場合、査読を行ってれば対象に含まれるか。	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データであり、プレプリントは対象とはなりません。また、紀要であるか否かではなく、査読付きの学術論文であれば対象となります。	2024/10/8
3		即時オープンアクセスの対象は「英語」で執筆された論文と、英語表記のデータのみが対象なのか。公的資金による研究には、日本語によるデータや記述も含まれると思うが、それらも即時オープンアクセスの対象か？	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データであり、これに該当する日本語の論文は対象です。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
4		根拠データは「公表が求められる研究データ」とのことだが、これは「論文を出版するジャーナルが公表を求める研究データ」と考えてよいか。	基本方針において根拠データについては、「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としています。査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含みません。 なお、根拠データを含む研究データの管理・利活用は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づきオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施していただくものであり、今回の基本方針によって、従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求めるものではありません。	2024/10/8
5	即時OAの基本的考え方	大学に所属する研究者以外も即時オープンアクセスの実施の対象となるのか。	基本方針では、「即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し」即時オープンアクセスの実施を義務づけていますので、大学に所属する研究者以外の方も対象となる競争的研究費を受給する場合は対象となります。	2024/7/9
6		2025年度に即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は一部であると理解したが、その後、いつから他の制度が対象となるか見通しはあるか。	今後の他の制度への適用については、今般対象とした競争的研究費における実施状況を踏まえ、関係府省と検討していく予定です。	2024/7/9
7		学術論文等の即時オープンアクセスの実現に際して、誰が責任を持って取り組むのか。競争的研究資金の研究代表者、研究代表者の所属機関、あるいは論文などの筆頭または責任著者(と所属機関)のいずれか。	基本方針では、「対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」としています。 基本方針を実現するため、国、資金配分機関、研究成果発信のためのプラットフォームを運営する機関、大学、国立研究開発法人等が連携しつつそれぞれの役割を果たすこととなります。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
8	即時OAの基本的考え方	エンバーゴ無しでインターネットから無料でアクセスできるようにさえすれば、利活用に関するライセンスを明示しなくても即時オープンアクセスに対応したことになるか。	「研究成果を誰もが自由に利活用可能とする」観点から、本来、利活用の範囲に関するライセンス※情報が明示されていることが必要ですが、現状では、出版社や雑誌のポリシー等の理由により利活用の範囲に関するライセンス情報の明示が困難な場合があることに鑑み、当面の間、電子ジャーナルへの掲載後、即時にインターネットから無料でアクセスできることを、基本方針における即時オープンアクセスに対応したものとみなします。 ※国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが多く利用されている。	2024/10/8
9		(機関リポジトリ以外の情報基盤への掲載)において、資金配分機関への実績報告にDOIあるいはそのほかのPID(永続的識別子)等の識別子を記載する方法では、実績報告は年1回のため即時性がないように思われるが問題は無いのか。	実績報告へ識別子を記載する方法ではNII RDC上で検索可能となる時期が遅れますが、学術論文及び根拠データについて電子ジャーナルへの掲載後、即時にインターネットから無料でアクセスできるようになっていれば、基本方針における即時オープンアクセスに対応したものとみなします。	2024/10/8
10	即時オープンアクセスの方法	「即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」とあるが、即時に行うのは「登録」か、それとも「公開」か。	「公開」です。	2024/7/9
11		基本方針にて「機関リポジトリ等の情報基盤とは、(中略)研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。」とあるが、具体的には「CiNii Researchで検索可能」という認識でいいか。	CiNii ResearchはNII RDCの一部を構成するものであり、ご認識のとおりです。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
12	即時オープンアクセスの方法	研究室のホームページ等に論文を公開した場合、「オープンアクセス」になっているとはみなせないか。NII RDCで検索可能になる必要があるのか。	基本方針では、「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする」としております。所属機関のリポジトリへの掲載により公開をすることを原則としつつ、資金配分機関への実績報告に識別子（DOIあるいはそのほかのPID（永続的識別子））を記載するなど、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能になれば、他のプラットフォームで公開することも可能です。	2024/10/8
13		電子ジャーナルでオープンアクセスとした場合でも機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載する必要があるのか。	学術出版社等の電子ジャーナル上で即時にオープンアクセスとした場合は、資金配分機関への実績報告※に学術論文及び根拠データの識別子を記載することで対応することが可能です。 ※今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。	2024/10/8
14	運用の方針	査読付き学術論文及び根拠データを掲載する学術雑誌の規程等で、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が認められていない場合、どのように対応すればよいか。	研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとしています。その上で、受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告いただくこととしています。なお、困難な理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとしています。	2024/10/8

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
15	運用の方針	所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合、どこに掲載すればよいのか。	<p>所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合は、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能な分野別リポジトリ、Jxiv及びJSTが開発するリポジトリ（（仮称）GRANTS Data）※¹への掲載が可能です。また、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索できないプラットフォームに掲載したい場合は、資金配分機関への実績報告※²に学術論文及び根拠データの識別子を記載することで対応することも可能です。</p> <p>なお、NII Research Data Cloudの検索基盤であるCiNii Researchが連携しているデータベースは以下で公開されています。</p> <p>https://support.nii.ac.jp/ja/cir/cir_db</p> <p>※¹JSTの助成を受けていない研究成果でも掲載可能。</p> <p>※²今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。</p>	2024/10/8
16		研究成果が可視化される必要があると考えているがどのように実施するのか。	<p>研究成果について国としての一覧性は重要と考えており、基本方針においては、「学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。」としています。ここでの機関リポジトリ等の情報基盤とは「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるもの」としております。</p>	2024/7/9
17		即時オープンアクセスを継続して実施するには、論文が学術雑誌へ掲載された後、オープンアクセスにするという行動を研究者が実施する必要があると思うが、その点についてどのようなインセンティブを想定されているか。	<p>基本方針では、研究評価における定量的指標への過度な依存を見直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステム確立と移行を目指す必要があるとしており、引き続き検討します。</p>	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
18	運用の方針	オープンアクセスに関わるシステムを見直すことが必要ではないか。	当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図るべく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進めます。 なお、システム改修等の都合により作業フローに影響があり得る場合は改めて対応を検討します。	2024/10/8
19		今回、即時オープンアクセスの方針が出されたが、研究データのオープンアンドクローズ戦略との関係はどのように捉えればよいか。	オープンアンドクローズ戦略については「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」の「2-4.研究データの公開・共有の考え方」で示しております。また、今回決定した基本方針では、即時オープンアクセスの対象となる根拠データは「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としており、そもそも公開を想定されていたものが対象となり、従来公開していなかった研究データの公開を新たに求めるものではありません。	2024/7/9
20		基本方針で「学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援」と書かれているが、大学以外は対象とならないのか。	当面、大学を主体とする集団交渉の体制構築の支援を進めていくこととしていますが、大学以外の機関等についても、状況を踏まえて検討していきます。	2024/7/9